

料金表

1. 介護給付サービスによる料金〔重要事項説明書〕

下記の表によって、ご入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご入所者の要介護度に応じて異なります。)

〈サービス利用料金(1日あたり)〉 ※1割負担の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 7,001 円	要介護2 7,733 円	要介護3 8,516 円	要介護4 9,258 円	要介護5 9,979 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,301 円	6,960 円	7,665 円	8,333 円	8,982 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	700 円	773 円	851 円	925 円	997 円

☆ご入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

2. その他介護給付サービス加算(1日あたり)

(1) 日常生活継続支援加算

①入所者のうち、要介護4・5の割合が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上である場合

②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置している場合

(2) サービス提供体制加算 ※直近3ヶ月間の職員の割合につき算定

・サービス提供体制加算(Ⅰ)……介護福祉士が80%以上配置されている場合

・サービス提供体制加算(Ⅱ)……介護福祉士が60%以上配置されている場合

・サービス提供体制加算(Ⅲ)……7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合

(3) 夜勤職員配置加算

夜勤職員配置加算(Ⅱ)□

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合

夜勤職員配置加算(Ⅳ)□

夜間時間帯を通じて、看護職員を配置していることまたは、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合

(4) 看護体制加算

・看護体制加算(Ⅰ)……常勤の看護師を1以上配置している場合

- ・看護体制加算(Ⅱ)
 - ①看護職員を常勤換算方法で4名以上配置している場合
 - ②当該施設の看護職員により、又は病院・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合
- (5)看取り介護加算
 - 死亡日以前45日を上限とし、退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない
- (6)若年性認知症入所者受入加算
 - 若年性認知症患者を受け入れ、介護サービスを提供した場合
- (7)認知症専門ケア加算
 - ・認知症専門ケア加算(Ⅰ)
 - ①認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者の1/2以上の場合
 - ②認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合
 - ③職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に行っている場合
 - ・認知症専門ケア加算(Ⅱ)
 - ①認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修終了者を1名以上配置している場合
 - ②介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施している場合
- (8)排せつ支援加算
 - 排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、支援した場合
- (9)初期加算
 - 入所した日から起算して30日以内の期間について加算。30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様
- (10)個別機能訓練加算
 - 入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合
- (11)生活機能向上連携加算
 - 外部のリハビリテーション専門職等と連携し、個別機能訓練計画を作成した場合
- (12)入院・外泊時加算
 - 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度とする)
- (13)経口移行加算(原則180日を限度とする)
 - 経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合
- (14)経口維持加算(原則180日を限度とする)
 - 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合
 - ・経口維持加算(Ⅰ)
 - 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検

査により誤嚥が認められるものが対象

・経口維持加算(Ⅱ)

経口により食事を摂食する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものが対象

(15)療養食加算

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

(16)低栄養リスク改善加算

低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、定期的に食事の観察を行い、入所者ごとに栄養状態等を踏まえて調整した場合

(17)再入所時栄養連携加算

医療機関に入院した入所者が退院する際に施設入所時と異なる栄養管理が必要となった場合に双方の管理栄養士が連携して、再入所後の栄養管理について調整を行った場合

(18)口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して、口腔ケアを月 2 回以上行った場合

(19)配置医師緊急時対応加算

配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間または深夜・通常の勤務時間外の場合に施設に訪問し入所者の診療を行なった場合

(20)退所時栄養情報連携加算

退所時、管理栄養士が医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。

(21)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)

見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、1年に1回業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う

(22)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年に1回業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。

(23)介護職員等処遇改善加算

加算一覧表

加算	単位数	介護給付額 100%	内自己負担額 10%	備考
日常生活継続支援加算	46	480 円	48 円	
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	229 円	22 円	
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18	188 円	19 円	
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6	62 円	7 円	

夜間職員配置加算（Ⅱ）口	18	188 円	19 円	
夜間職員配置加算（Ⅳ）口	21	219 円	21 円	
看護体制加算（Ⅰ）	4	41 円	5 円	
看護体制加算（Ⅱ）	8	83 円	9 円	
看取り介護加算（死亡日 31 日以上 45 日以下）	72	752 円	75 円	対象者のみ
看取り介護加算（死亡日以前 4 日以上 30 日以下）	144	1,504 円	151 円	対象者のみ
看取り介護加算（死亡日の前日及び前々日）	680	7,106 円	711 円	対象者のみ
看取り介護加算（死亡日）	1,280	1,337 円	134 円	
看取り介護加算Ⅱ（死亡日）	1,580	1,651 円	166 円	
若年性認知症入所者受入加算	120	1,254 円	126 円	対象者のみ
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	31 円	4 円	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	41 円	5 円	
排泄支援加算	100	1,045 円	105 円	
褥瘡マネジメント加算	10	104 円	11 円	
初期加算	30	313 円	32 円	
個別機能訓練加算	12	125 円	13 円	
生活機能向上連携加算	200	2,090 円	209 円	
	100	1,045 円	105 円	
入院・外泊時加算	246	2,570 円	257 円	対象者のみ
経口移行加算	28	292 円	30 円	対象者のみ
経口維持加算（Ⅰ）	400	4,180 円	418 円	
経口維持加算（Ⅱ）	100	1,045 円	105 円	
療養食加算	6	62 円	7 円	対象者のみ
低栄養リスク改善加算	300	3,135 円	314 円	
再入所時栄養連携加算	400	4,180 円	418 円	
口腔衛生管理加算	90	940 円	94 円	
配置医師緊急時対応加算 （早朝・夜間の場合）	650	6,792 円	680 円	対象者のみ
配置医師緊急時対応加算 （深夜の場合）	1,300	13,585 円	1359 円	対象者のみ
配置医師緊急時対応加算 （日中の通常時間外の場合）	325	3396 円	339 円	対象者のみ
退所時栄養情報連携加算	70	731 円	73 円	対象者のみ
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	1045 円	104 円	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	104 円	10 円	

介護職員等処遇改善加算	所定の単位数の14%	
-------------	------------	--

※ 入所者の状況や職員の配置変更によって加算される場合があります。(変更時には、事前に通知いたします。)

3. その他の介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 食費(1日あたり)

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費の負担限度額	1日 1830 円	1日 300 円	1日 390 円	1日 650 円	1,740 円

☆ 朝食:440 円 昼食:640 円 間食:110 円 夕食:640 円

(2) 居住費(光熱水費及び室料)

居住(滞在)に 要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
ユニット型個室	1日 2,400 円	1日 880 円	1日 880 円	1日 1,370 円

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ ご契約者が、短期入院又は外泊(6日以内)をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(契約書第20条、第23条参照)

項目	介護給付額	自己負担額
1. 入院・外泊時加算	2,570 円	257 円
2. 居住費	—	2,400 円
3. 自己負担額(1+2)		2,657 円

* 外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合、7日目からは、居室に係る自己負担額(居住費)をご契約者様がお持ちの介護保険負担限度額認定証に記載の金額でお支払下さい。